

地域包括支援センターの概要

1 趣 旨

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置。市町村は責任主体。

2 業務の内容

包 括 的 支 援 事 業	介護予防ケアマネジメント業務	<p>高齢者が要介護状態等となることを予防するため、心身の状況、置かれている環境等の状況に応じて、対象者自らの選択にもとづき、介護予防事業等の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う。</p> <p>①課題分析（アセスメント） ②目標の設定 ③介護予防ケアプランの作成 ④モニタリングの実施 ⑤評価</p>
	総合相談支援業務	<p>地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談をうけ、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。</p> <p>①地域におけるネットワークの構築 ②実態把握 ③総合相談支援</p>
	権利擁護業務	<p>地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う。</p> <p>①成年後見制度の活用促進 ②老人福祉施設等への措置の支援 ③高齢者虐待への対応 ④困難事例への対応 ⑤消費者被害の防止</p>
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	<p>介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。</p> <p>①包括的・継続的なケア体制の構築 ②地域における介護支援専門員のネットワークの活用 ③日常的個別指導・相談 ④支援困難事例等への指導・助言</p>